

○川崎市副市長事務分担規則

【平成30年川崎市規則第8号】

(趣旨)

第1条 この規則は、副市長の事務分担について必要な事項を定めるものとする。

(分担事務)

第2条 副市長は、次の区分により事務を担当する。

副市長	分担事務
伊藤副市長	健康福祉局、こども未来局、会計室、病院局及び消防局に属する事務並びに議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会に関する事務
加藤副市長	市民文化局、経済労働局、環境局、臨海部国際戦略本部、区役所及び市民オンブズマン事務局に属する事務並びに農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事務
藤倉副市長	まちづくり局、建設緑政局、港湾局、上下水道局及び交通局に属する事務

2 総務企画局及び財政局に属する事務は、3副市長の所管とする。

第3条 議会提出事案並びに重要な事務事業に関する方針及び計画の決定又は変更その他重要又は異例な事項に関しては、前条第1項の規定にかかわらず、3副市長の所管とする。

2 市長は、必要と認めるときは、前条及び前項の規定にかかわらず、特に副市長を指定して事務を掌理させることができる。

(事故がある場合等の事務処理)

第4条 いずれかの副市長に事故があるとき、又はいずれかの副市長が欠けたときは、必要に応じ市長の指定する副市長がその事務を掌理する。